

別紙1 サービス購入料の構成及び支払方法

1. 契約金額とサービス購入料

契約金額は、本契約に示すサービス購入料A～Eの事業期間内における総額とする。事業者は別紙4～9を踏まえ、サービス購入料の改定等にも対応できるサービス購入料一覧表を本契約締結後速やかに作成し、県の確認を受けること。

2. サービス購入料の構成

県が事業者に対して支払うサービス購入料は、以下のとおり構成される。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
特定事業施設の設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料A)	A-1 (年度出来高払い※1)	(a) 要求水準達成計画書の作成・提出 (b) 事前調査業務 (c) 設計業務 (d) 建設業務 (e) 工事監理業務 (f) 備品調達、設置業務 (g) 周辺対策業務 (h) 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務 (i) 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 (j) 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務 (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	A-2 (割賦元本)	(l) 建中金利、建中法人税等 (m) その他特定事業施設の整備に関する初期投資と認められる費用 (n) 自主事業のうち業務要求水準書の規定に基づき県が負担する費用
	A-3 (割賦金利)	(a) A-2（割賦元本）に対応する割賦支払に必要な割賦手数料
附属事業施設の設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料B)	B-1 (西側エリア) (年度出来高払い※2)	(a) 要求水準達成計画書の作成・提出 (b) 事前調査業務（埋蔵文化財発掘調査を含む） (c) 設計業務 (d) 建設業務 (e) 工事監理業務 (f) 備品調達、設置業務 (g) 周辺対策業務 (h) 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務 (i) 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 (j) 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務 (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	B-1 (東側エリア) (年度出来高払い※2)	(a) 要求水準達成計画書の作成・提出 (b) 事前調査業務（埋蔵文化財発掘調査を含む） (c) 設計業務 (d) 建設業務 (e) 工事監理業務 (f) 備品調達、設置業務 (g) 周辺対策業務 (h) 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務 (i) 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 (j) 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務 (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※1：県の示す上限内のうち、事業者が提案する金額。

※2：県の示す上限内のうち、事業者が提案する金額。附属事業施設の建設業務の最終年度は必要な検査等を行った後、サービス購入料Bの残額を支払う。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
開業準備業務に係る対価※3 (サービス購入料C)	C-1 (事前準備期間)	事前準備段階に要する費用 (a) 業務計画書 (b) 予約枠の設定 (c) 利用料金の設定 (d) 施設使用規則の策定 (e) 予約システム等整備業務 (f) 事前広報業務 (g) 事業者の開業に伴う費用 (h) 融資関連手数料 (i) 特定事業施設の引渡しまでの事業者の運営に係る費用 (j) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	C-2 (国スポ期間)	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用 (a) 県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課との調整業務 (b) 事前広報業務 (c) 運営体制構築及び業務習熟 (d) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	C-3 (最終準備期間)	最終準備段階に要する費用 (a) 開業に向けた最終調整及び利用促進 (b) 開館式典及び内覧会等の実施業務 (c) 開館記念イベント（自主事業として実施するものを除く） (e) その他これらを実施する上で必要な関連業務
運営業務及び維持管理業務に係る対価※3 (サービス購入料D)	D-1 (運営及び維持管理)	(a) 総合管理業務 (b) 利用受付業務 (c) 広報・PR 業務 (d) トレーニング等指導・相談業務 (e) 建築物保守管理業務 (f) 建築設備保守管理業務 (g) 備品等保守管理業務 (h) 外構施設保守管理業務 (i) 植栽等管理業務 (j) 環境衛生管理業務 (k) 清掃業務 (l) 警備業務 (m) 駐車場及び駐輪場管理業務 (n) 長期修繕計画作成業務
	D-2 (主催事業)	(a) 主催事業
	D-3 (修繕・更新)	(a) 修繕・更新業務
	D-4 (その他費用)	(a) 事業者の経営管理、企画運営に係る費用 (b) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引後利益 (c) その他運営業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

※3：自主事業に係る費用を除く。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
運營業務及び維持管理 業務に係る対価※3 (サービス購入料E)	E-1 (電気料金)	(a) 電気料金
	E-2 (ガス料金)	(a) ガス料金
	E-3 (水道料金)	(a) 水道料金
	E-4 (下水道料金)	(a) 下水道料金
	E-5 (その他料金)	(a) その他料金

※3：自主事業に係る費用を除く。

3. 事業者の収入と業務の関係

本契約における事業者の収入と業務の関係は以下のとおりとする。

項目		事業者の収入	
		サービス購入料	利用料金収入等※4
特定事業	設計・建設	○	—
	開業準備	○	—
	運営・維持管理	○	○ (特定事業の運営業務による収入)
主催事業	設計・建設	○	—
	運営・維持管理	○	○ (特定事業の主催事業による収入)
自主事業	設計・建設	—	—
	運営・維持管理	—	○ (自主事業による収入)
附属事業	設計・建設	○	—

※4：県に対するレベニューシェア（別紙9による）を除く。

4. サービス購入料の算定方法

サービス購入料の算出方法は、次に定める方法によるものとする。

※具体的な金額（下線部）は入札参加者の提案により定める。

(1) 特定事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A）

ア サービス購入料A-1（年度出来高払い）

サービス購入料Aのうち、設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料 A-1 とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方にに基づき定める。

支払前に下表の考え方にに基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料 A-1 を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方にに基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。

設計・建設業務期間中の支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和13年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年5月30日までの出来高による支払額	提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）

イ サービス購入料 A-2（割賦元本）の消費税相当額

割賦元本の消費税相当額はサービス購入料 A-1 の令和9年度分支払に合わせて支払うものとする。

ウ サービス購入料 A-2（割賦元本）及びサービス購入料 A-3（割賦金利）

サービス購入料 A-2（割賦元本）及びサービス購入料 A-3（割賦金利）は、特定事業施設の引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦払いの毎回の金額は、以下の考え方で計算した金額とする。

項目	内容
割賦元本の総額	設計・建設業務に要する費用から下記(a)及び(b)を控除した金額 (a) 自主提案施設の整備に要する費用のうち、事業者負担分 (b) サービス購入料 A-1 に相当する金額
支払回数	第1回の支払を令和13年9月とし、以降、9月末及び3月末の年2回払いの全30回払いとする。
返済方法	元利均等返済方式
割賦金利（年利）	基準金利＋事業者提案書等における提案スプレッド（％）
基準金利	入札時に使用する基準金利は〔2.840％（2026年6月29日 TONA TSR 15Y PM）〕とする。なお、基準金利の見直しは事業契約書別紙8による。

(2) 附属事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料 B）

ア サービス購入料 B-1（西側エリア）

サービス購入料 B のうち、西側エリアの附属事業施設に係る設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料 B-1 とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方に基き定める。

支払前に下表の考え方に基き、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料 B-1 を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方に基き支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。建設業務最終年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料 B-1 の残額を事業者に支払うものとする。

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-1×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-1×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年5月30日までの出来高による支払額	提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-1×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の残額）

イ サービス購入料B-2（東側エリア）

サービス購入料Bのうち、東側エリアの附属事業施設に係る設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料B-2とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方にに基づき定める。

支払前に下表の考え方にに基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料 B-2を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方にに基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。建設業務最終年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料 B-2の残額を事業者に支払うものとする。

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和11年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和14年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和15年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和14年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和14年度の出来高金額／提案書類による令和14年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和16年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和15年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和15年度の出来高金額／提案書類による令和15年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和17年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和16年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 B-2×（県の出来高検査によって認められた令和16年度の出来高金額／提案書類による令和16年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の残額）

(3) 開業準備業務に係る対価（サービス購入料C）

ア サービス購入料C-1（事前準備段階に要する費用）

サービス購入料Cのうち、事前準備段階に要する費用をサービス購入料C-1とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方にに基づき定める。

支払前に下表の考え方にに基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方にに基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものと

する。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。令和 13 年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料 C-1 の残額を事業者に支払うものとする。

事前準備段階期間の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和9年度におけるサービス購入料 C-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和10年度におけるサービス購入料 C-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和11年度におけるサービス購入料 C-1×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和12年度におけるサービス購入料 C-1×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和13年5月30日までの出来高による支払額	提案書類による令和13年度におけるサービス購入料 C-1×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）

イ サービス購入料C-2（国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用）

サービス購入料Cのうち、国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用をサービス購入料C-2とし、令和13年度に請求をうけ、令和14年度に支払う。

支払前には当該業務の履行に係る県の検査を実施する。県の検査の結果、事業者の業務成果が要求水準書等を満たしていると県が判断した場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。

ウ サービス購入料C-3（最終準備段階に要する費用）

サービス購入料Cのうち、最終準備段階に要する費用をサービス購入料C-3とし、令和13年度に請求をうけ、令和14年度に支払う。

支払前には当該業務の履行に係る県の検査を実施する。県の検査の結果、事業者の業務成果が要求水準書等を満たしていると県が判断した場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。

(4) サービス購入料D（その他費用）

ア サービス購入料D-1（運営及び維持管理）

サービス購入料Dのうち、主催事業に係る費用及び修繕・更新業務に係る費用を除く業務に要する費用をサービス購入料D-1とする。

イ サービス購入料D-2（主催事業）

サービス購入料Dのうち、主催事業に要する費用をサービス購入料D-2とする。

ウ サービス購入料D-3（修繕・更新業務）

サービス購入料Dのうち、修繕・更新業務に要する費用をサービス購入料D-3とする。

エ サービス購入料D-4（その他費用）

サービス購入料Dのうち、以下の費用をその他費用とし、その他費用はサービス購入料D-4とする。

- 1) 事業者の運営に係る費用
- 2) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引後利益
- 3) その他運営業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

(5) 運営業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料E）

サービス購入料Eは下表のE-1～E-5によって構成される。

項目	内容
サービス購入料 E-1	電気料金
サービス購入料 E-2	ガス料金
サービス購入料 E-3	水道料金
サービス購入料 E-4	下水道料金
サービス購入料 E-5	その他料金

5. サービス購入料の支払い方法

(1) 特定事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A）

ア サービス購入料 A-1（年度出来高払い）

事業者は、県による出来高確認後、また、令和 13 年度分の支払については県に特定事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

イ サービス購入料 A-2（割賦元本）の消費税相当額

事業者は、上記（ア）のうち令和 9 年度の請求の際、サービス購入料 A-2 の消費税相当額について適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

ウ サービス購入料 A-2（割賦元本）及びサービス購入料 A-3（割賦金利）

上記 4（1）ウの規定に従い、各回の割賦元利金支払額をもって行う。事業者は、各回において適法な請求書を県に発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に支払を行う。

(2) 附属事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料B）

ア サービス購入料 B-1（西側エリア）

事業者は、県による出来高確認後、また、令和 13 年度分の支払については県に西側エリアの附属事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

イ サービス購入料 B-2（東側エリア）

事業者は、県による出来高確認後、また、建設業務最終年度の支払については県に東側エリアの附属事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

(3) 開業準備業務に係る対価（サービス購入料C）

ア サービス購入料 C-1（事前準備段階に要する費用）

事業者は、上記 4（3）の規定に従い、県の年度出来高検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

イ サービス購入料 C-2（国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用）

事業者は、上記 4（3）の規定に従い、県の検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後 30 日以内に事業者に対し支払いを行う。

ウ サービス購入料C-3（最終準備段階に要する費用）

事業者は、上記4（3）の規定に従い、県の検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後30日以内に事業者に対し支払いを行う。

(4) 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料D）

事業者は、事業年度の各四半期の業務終了時に四半期報を提出する。県は事業契約書別紙5に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後30日以内に事業者に対し支払いを行う。

ア サービス購入料D-1（運営及び維持管理）

サービス購入料D-1は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料D-1の各回の支払額は、第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。

イ サービス購入料D-2（主催事業）

サービス購入料D-2は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

なお、前述の条件の下、支払時期、回数は事業者の提案によるものとする。

サービス購入料D-2の各回の支払額は、以下のとおり概ね3年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づいて定める。

区分	支払回	対象期間
I	第1回～第12回	令和13年6月～令和16年3月
II	第13回～第24回	令和16年4月～令和19年3月
III	第25回～第36回	令和19年4月～令和22年3月
IV	第37回～第48回	令和23年4月～令和26年3月
V	第49回～第60回	令和26年4月～令和28年3月

※ただし、最終支払回（第60回）の金額は別途定めるものとする

ウ サービス購入料D-3（修繕・更新業務）

サービス購入料D-3は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料D-3の各回の支払額は、以下のとおり概ね3年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づいて定める。

区分	支払回	対象期間
I	第1回～第20回	令和13年6月～令和18年3月
II	第21回～第40回	令和18年4月～令和23年3月
III	第41回～第60回	令和23年4月～令和28年3月

※ただし、最終支払回（第60回）の金額は別途定めるものとする

エ サービス購入料D-4（その他費用）

サービス購入料D-4は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料D-4の各回の支払額は第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。

(5) 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料E）

事業者は、上記5-4(1)サービス購入料D-1と合わせ、サービス購入料Eに係る適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後30日以内に事業者に対し支払いを行う。

サービス購入料Eは、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料Eの各回の支払額は、第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。